

平成 2 1 年第 3 回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 （第 1 号）

7 月 2 8 日（火）午前 1

0 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 5 0 号 工事請負契約の変更について（嵐山町学校給食共同調理場

新築工事）

日程第 4 議案第 5 1 号 賃貸借契約の締結について（嵐山町学校給食共同調理場厨

房機器）

○出席議員（13名）

1 番 畠 山 美 幸 議員
3 番 金 丸 友 章 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員
7 番 河 井 勝 久 議員
1 0 番 清 水 正 之 議員
1 2 番 松 本 美 子 議員
1 4 番 柳 勝 次 議員

2 番 青 柳 賢 治 議員
4 番 長 島 邦 夫 議員
6 番 藤 野 幹 男 議員
9 番 川 口 浩 史 議員
1 1 番 安 藤 欣 男 議員
1 3 番 渋 谷 登 美 子 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長
書 記
書 記

杉 田 豊
菅 原 子
石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町		長
高	橋	兼	次	副	町	長
安	藤		實	総	務	課
加	藤	信	幸	教	育	長
小	林	一	好	教育委員会	こども課	長

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。平成21年第3回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成21年嵐山町議会第3回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

第5番議員 吉 場 道 雄 議員

第6番議員 藤 野 幹 男 議員

以上3議員を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開会いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として、岩澤町長、高橋副町長、

安藤総務課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。審議案件は、長提出議案が2件ということであります。

その後、委員会で協議した結果、第3回臨時会は本日7月28日の1日間とすることに決定いたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告します。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案2件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第50号議案 工事請負契約の変更について（嵐山町学校給食共同調理場新築工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第50号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、工事請負契約の変更についての件でございます。嵐山町学校給食共同調理場新築工事の施行に関し、変更契約を締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第 50 号の細部説明をさせていただきます。

議案書を見ていただきたいというふうに思います。まず、工事請負契約の変更についてでございます。既に契約を締結していただいております金額が2億 9,820 万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が 1,420 万円でございます。

続きまして、今回変更増額分をお願いする分でございます。294 万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額につきましては 14 万円でございます。増額後の総請負契約金額3億 114 万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が 1,434 万円となるものでございます。

続きまして、次のページ、議案第 50 号の参考資料、申しわけないのですが、本日もお手元に差しかえということでお配りさせていただきました。こちらでご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、工事名につきましては、嵐山町学校給食共同調理場の新築工事。

2といたしまして、工事変更の概要ということでございます。当初、そして変更という形でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。まず最初に、移動式粉末消火器2台、これを変更後は3台にしていきたいと。それから、続いて屋外階段、非常用進入路、なかったわけですが、これを1カ所追加をしていきたいというものでございます。

なお、これにつきましては、比企広域消防本部の予防課のほうと協議をしてきたのですが、こちらのほうの行政指導という形で、こういった変更をお願いするというものでございます。

なお、この2点につきましては、ちょっと見ていただきたいと思うのですが、一番最後に図面がございます。こちらに表示をさせていただいております。一番下に紫と赤でということで、これは移動式の粉末の消火設備、上のほうの左側のほうに洗浄室がございます。このこと、それからその右側にコンテナの保管室、この右側のほうにもう一カ所、既存設計、当初設計して2カ所置くというふうな計画でございました。さらに、右下のほうの荷受けのプラットホーム、ここを入ったところに1カ所追加をということで、3カ所という

形でお願いしたいというものでございます。

続きまして、先ほど申し上げた非常用進入口、これにつきましてはこの図面の左上、ここに入り口があったわけでございますけれども、ここに階段をつけて、高さ的には90センチほどの高さであったわけですが、ここにドアで、ドアにガラスというのでしょうか、そういったものをつけて非常の場合はそういったガラスを割れるような形で消防士とかが入れるような状態にすると、こういった形でちょっと変更をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、もとへ戻っていただきまして、幹線のケーブルラック、これがなかったわけですが、33メーターほど追加をお願いしたいというものでございます。これはどういうものかと申しますと、天井を電気のケーブルが通っているわけですが、当初の予定では転がし配線ということで、天井に直接置くというようなことで考えておったのですが、その後の協議の中でケーブルラックというものを置いて、そのほうがより安全というふうなことで、そういったことに変更をさせていただきたいということで、これをお願いするものです。

ケーブルラックというのはどういうものかということになるわけですが、簡単に申し上げますとアルミ製のはしごみたいな、あいうものを想定をしていただきたいと思いますので、あれを天井に横に並べて、その上にケーブルを置いていくと、こういうふうなものでございます。

続きまして、エルボラック、これもこのケーブルラックと対になっておりまして、このケーブルラックを曲げなくてははいけません。そこを曲げるところに8個ほどつけていくと、こういうふうなものでございます。

続きまして、ワイヤリングダクト、これについてはキュービクルと調理場のほうを結んでケーブルが通っていくわけなのですが、これを当初は配線を電線管で対応したいという考え方でおったのですが、その後の協議等でダクトで保護したほうがより好ましいだろうと、衛生上も好ましいだろうというふうな結論に達しましたので、ワイヤリングダクト11メーターを追加をお願いしたいというものでございます。

続きまして、コンセントの81カ所を101カ所、20カ所ほどふやさせていただきたいと。80カ所については、調理場の中でいろいろな器具が目いっぱいの中で80カ所ということでございまして、この20カ所を追加するものについては、調理場のスペースの中で、例えば清掃用に使うもの、あるいは受水槽のポンプだとか、そういったところを見る場合に明かりがつくような、あるいは後ほど申し上げますけれども、送風機、これもちょっとふやしました。お願いをしたいということで、そういったところで20カ所を追加をさせていた

だきたいというものでございます。

続きまして、排風機、これは 300 のものを1台ということで、これはどこにつけるかという洗濯室で、洗濯室につきましては食缶、それからコンテナ、それから食器、こういった洗濯機が、大きな機械が3台入っているわけですが、この洗濯室で1台ということで考えておりました。これを今度はワット数は下げて、先ほど申し上げた3つの洗濯機それぞれに直接つないで排風をしたほうがよりいいだろうと。作業性にもすぐれると、そして排気もより効率的に排気できるだろうと、こういうふうな観点から、1台当たりのワット数は下げましたけれども、3台にしていきたいと、こういうふうなことでございます。

それから、続きまして照明灯、これは外構の中であるわけでございますけれども、2基予定しておったわけでございますけれども、これをなくしていくというふうなことでございます。理由でございますけれども、夜の作業というのはほとんどないということ、それからあとは時期によっては、つけたときに虫もちょっと集まってくるかなということで、そういったものが影響することもあると考えられなくはないということ、こんな観点もありまして、照明灯については取りやめということ、こういうふうなことで考えたところでございます。

続きまして、工期の変更でございます。当初は、議決をいただきました本年の1月の 27 日から来る8月の5日までというふうなことで進んでおりました。これを9月の 25 日まで延期をお願いしたいというものでございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

この延期の理由でございますけれども、当初建築確認の申請を県のほうに上げたわけですが、先ほど申し上げましたように消防施設等との関係の協議等々もございまして、許可のほうがおりましたのが2月 26 日ということで、それから工事のほうに入ってきておりまして、以後は順調に来ているわけなのですけれども、そういった観点が1つ。

そして、今後の厨房機器の導入とか、あるいは終了しますと県あるいは消防関係の検査等もございます。そういったことも踏まえて、9月の 25 日ということでお願いしたいというものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞご審議をお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、9月 25 日までということになりますと、給食調理場の稼働は3学期になってからということではよろしいのでしょうか。

それから、消防署の指導ということで説明があったのですが、2月 26 日

に消防署の指導がそれまでにあったということで説明あったのでしょうか。そうすると、随分遅い補正といいますか、工事変更になるなと思うのですけれども、もしそうであればなぜそういうふうになったのか。

それと、消防署の指導というのは、設計をした段階といいますか、そういう段階ではないわけなのでしょうか。建ててから見に来て、指導ということになるのでしょうか。

それと、金額が300万円くらいですから、ばかほど大きい変更ではないのですけれども、それでも補正予算が提出されていないわけですから。それはどういうふう to 処理をしていくものか伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かお答えをさせていただきます。

まず、9月の25日ということでございます。その後の話になろうかというふうに思うのですけれども、後ほどの議案でお願いいたします厨房関係、これを今の計画では11月いっぱいぐらいまでで入れていきたいというふうに考えております。その後調理員等々への説明とか、あるいはそういった機械を使った研修とか、あるいは引っ越しもしなくてははいけません。そういったことを踏まえて、一応現在私どもで考えているのは3学期から稼働していけばいいかなというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の建築確認の関係でございます。これにつきましては、事前に設計をやっている段階、1月中ぐらいからそういったところと協議を重ねてきたのですけれども、端的に申し上げますと、つくる上で法的には必要ないというふうな部分がありまして、設計上そういったものを入れていなかったという形があります。ただ、3番目の質問ともリンクしてくるわけなのですけれども、消防署のほうの行政指導としてこういう先ほど申し上げたようなものが入ってきていると。その辺である程度時間を食ったと。費用を要するものもございましたので、そういったもので、こちらとしては何とかそういうのをつけないで大丈夫なのではないかということで、そういったお願いをしたケースもあるのですけれども、ただ最終的にはこういった形で消防署のほうの行政指導を受け入れた形で、そういったものをお願いしていきたいということで、これは建物を建ててからということではなくて、設計して、それを踏まえてそういった建築確認の中でお願いをしていったというところでございます。

それから、294万円の補正予算の関係でございます。予算につきましては、当初は今後どうなるかというふうなことの不明瞭なこともございまして、仮に500万ほど余分に予算上いただいております、今回その中で対応が

できるという形の中でしたので、補正予算についてはお願いしていないということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 広域消防の行政指導だということなのですが、消防法の7条には建築確認の際に所管消防長の同意が必要だというふうになっていたと思うのです。そういうふうになっているとすると、建築確認のときには広域消防なりの同意というのはされていると。許可条件として同意が必要だというふうになっていますから、建築確認の際の許可には同意はもらってあるというふうな認識でよろしいのでしょうか。その後の行政指導ということで、今回の変更になるという認識でよろしいのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず県のほうとの事前的な協議、そして消防署とも事前的な協議、そういった中で行政指導をいただいておりますということでございまして、今ご質問いただきましたように建築確認を出した段階では、最終的には同意をいただいているということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 消防法の7条の許可というのは、建築確認等についての消防長または消防署長の同意という項目があるわけですが、それはクリアしているということでよろしいのですね。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 はい、クリアしているということでよろしくをお願いします。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 今回の変更で照明灯がゼロになると。説明によりますと、虫が来る心配があるからということの説明でございしますが、当初つけるときだってそういうことは頭にはあるはずで。どこにつける予定であって、これつけなくなっても何ら支障はないのかどうか、その辺を確認しておきたいと思いますが。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 つける位置につきましては、ちょっと今手元に明確な場所の位置というのが、敷地内は敷地内なのですが、ちょっと時間をいただければというふうに思っております。

それから、これをつけないことによる支障というのではないというふうに考えております。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時26分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男議員の質問に対しての答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず街灯をつける位置なのですが、西側に道路が計画されておりまして、こちら側からメーンの入り口がございます。そういった西側の入り口付近に2基という形で考えております。

それで、支障という形になりまして、事務室の入り口等についてはそういった電灯をつけていくとか、そういった形で対応をしていきたいかなというふうに考えておりまして、これをつけないことによる支障はないというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 通常でしたら、この施設を使うのは昼間ですから問題はない、夜間は照明はそんなにつけなくてもいいかなと思いますが、何か災害等で使わなければならないときの対応とか、そういうのは緊急の照明をつけて対応すればいいという、そういう判断に立っているということですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 今災害というふうな話もあったわけですが、本施設については当面学校給食とか、そちらをメインにというふうに考えておりまして、そういった意味で考えております。

もう一つ、先ほど申し上げなかったのですが、役場のほうの明かり等ありますので、そういったことも考慮して、まずしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 50 号議案 工事請負契約の変更について(嵐山町学校給食共同調理場新築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第 51 号議案 賃貸借契約の締結について(嵐山町学校給食共同調理場厨房機器)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 51 号は、賃貸借契約の締結についての件でございます。

嵐山町学校給食共同調理場新築工事に伴う厨房機器導入に関しまして賃貸借契約を締結するため、地方自治法第 96 条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第 51 号につきまして細部の説明をさせていただきます。

議案第 51 号につきましては、賃貸借契約の締結についてでございます。括弧として嵐山町学校給食共同調理場厨房機器ということでございます。

まず、契約の目的でございます。嵐山町学校給食共同調理場厨房機器の賃貸借ということでございます。

2番でございます。契約の方法、随意契約でお願いしたいというものでございます。これにつきましては、プロポーザル方式によって業者を決定をさせていただきました。この関係に基づいて随意契約の締結をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、3点目が契約の金額でございます。1億 62 万 8,640 円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額 479 万 1,840 円でございます。

次に、契約の相手方でございます。東京都千代田区丸の内1丁目6番1号、住信・松下フィナンシャルサービス株式会社首都圏支店支店長、日高龍造氏でございます。この相手方につきましては、プロポーザルで最もすぐれた提案をしていただきました厨房機器のメーカーでございますけれども、タニコー株式会社と提携をしているリース会社というふうなことでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思います。議案第 51 号の参考資料を見ていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように厨房機器等につきましては、プロポーザルの関係で業者を昨年度決定させていただいたところでございまして、参加業者、株式会社アイホー、タニコー株式会社、株式会社中西製作所、日本調理機株式会社、株式会社マルゼン、以上の5社からプロポーザル方式によって企画書の提出をしていただき、そしてプレゼンテーションもしていただきました。そして、嵐山町学校給食共同調理場厨房機器選定審査委員会というのを設置いたしまして、ここにおきまして審査をしていただきました。この中で最もすぐれた企画提案書、タニコー株式会社を決定した次第でございます。

続いて、2点目でございます。請負業者審査選定委員会を開催、本年の6月 23 日の日に開催をしていただきまして、プロポーザルにより最もすぐれた企画提案者のタニコー株式会社と提携している住信・松下フィナンシャルサービス株式会社と随意契約することとなったと。

なお、この会社でございますけれども、住信・松下フィナンシャルサービス株式会社でございますけれども、タニコーのほうでプロポーザルを出していただくときに町の登録業者の中から選んでくれということの仕様の関係を明示をしまして、5社ともそういう形で町に登録してある業者という形で出していただきました。タニコーのほうがこの会社を指名していただいたということでございます。

3点目の賃貸借の概要については別紙のとおりでございます。

それから、4点目の契約金の支払い方法でございますけれども、8年間のリースでいきたいということでございます。21 年度については 314 万 4,645 円、それから平成 22 年度から平成 28 年度まで、これは各年、ちょ

っと落ちていきますけれども、各年 1,257 万 8,580 円と。それから、最終年の平成 29 年度につきましては 943 万 3,935 円というものでございます。

次のページを別紙ということで、厨房機器及び備品の内訳一覧ということでございます。厨房機器以下、野菜の下処理室、それから乾物庫等々にこういった備品が入るということでございます。よろしくごらんをいただければというふうに思っております。

続いて、最終ページをちょっと見ていただきたいと思います。賃貸借の仮契約書ということでございます。まず、第1条が賃貸借物件の設置場所ということでございまして、嵐山町大字杉山 1046 番地の1ということでお願いをしたいというものでございます。

それから、第2条が賃貸借期間でございまして、期間は平成 22 年1月1日から平成 29 年 12 月 31 日までという8年間でお願いしたいとするものでございます。

第3条、賃貸借料、これについては先ほど申し上げました総枠1億 62 万 8,640 円とするものということでございます。

それから、第4条の関係が支払いでございまして、賃貸借料は当該月経過後ということでございまして、それに基づいて乙の提出する適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払うということで、毎月請求書に基づいて支払っていくというものでございます。

それから、裏のページを見ていただきたいと思います。第 10 条でございます。物件の所有権移転ということでございます。物件の所有権移転は、賃貸借料等もしくは前条に定める損害賠償の支払い完済をもって乙から甲に移転するものとするということでございます。

それから、第 14 条のなお書きでございます。この契約につきましては、嵐山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を経たときは、これを本契約とみなすということでございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 何点かお聞きいたします。

1つは、メンテナンスの関係なのですが、賃貸の契約の関係で乙社から例えばこの8年間ですか、契約期間中に機材の変更あるいは差しかえ等あるのかどうか。

それから、6条とその後の関係もあるのですが、破損などの補償と

いうのは幾らまでが補償対象になるのか。この場合に町がするのか、あるいは乙社がするのか。この負担は、契約の中で決められるのかどうか聞いておきたいと思います。

それから、例えば故意以外で破損した場合、例えば生徒の関係なんか、間違っただけで破損した場合なんかの賠償や何かについては、その生徒父兄なんかに賠償を求めるのかどうか、その辺も聞いておきたいと思います。

それから、先ほど安藤議員さんの質問の中にもあったのですが、今後防犯セキュリティーの問題、夜間管理、この関係はどういう形で夜間管理をしていくのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かお答えをさせていただきます。

まず、1点目の機材の変更はあるかということですが、基本的にはないということでご理解をいただきたいと思います。

メンテナンスの関係でございますけれども、ここにはちょっと明記してないのですが、基本的に1年間の保証がついているということでございます。そういった中で2年度目以降というのでしょうか、それから保守契約等々を結ぶかどうかはこれからちょっと検討して、そういったものやっていくかどうかというのをちょっとしなくてはいけないかなというふうには考えておりますけれども、当面1年間については保証があるということでございますので、この期間についてはそういったことでやっていきたいというふうには考えております。

それから、破損で補償の関係、町か乙社かということでございました。この辺については、細かい明記はないという形になりますので、13条の協議等の中でやっていくものも出てくるかなというふうには考えております。

それから、生徒等がこれは室内というのですか、調理場の中というのとはほとんど入るということはないと思いますので、そういった意味での破損というのはないというふうに思うのですが、ただ例えば食器だとか、そういうものはあるというふうには考えられるのですが、そういった意味ではよほどひどいものについてはそういった賠償も考える必要はあろうかというふうには思うのですが、通常の場合には生徒、児童に求めていくというのはないのかなというふうには考えております。この辺は、ケース・バイ・ケースになるのかなというふうには考えております。

それから、防犯のセキュリティーの関係でございます。これは、今後議会

でちょっと補正等もお願いして、そういったセキュリティーの関係を、例えば具体的に申し上げますとセコムとか、そういったものを入れていく必要があらうというふうに考えておりまして、それも現在考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず随契なのですが、ご説明ですとプロポーザルでやったので、こういう随契になってしまうのだということなのですが、やっぱり価格の競争がないというのはいかがなものかなと思うのです。最もすぐれた提案、中身としてはすぐれたものなのかもしれませんが、価格の競争があつてしかるべきだというふうに思うのです。これもしリースでなかった場合、購入した場合にはどのくらい金額かかるのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

それから、ただいまの質問にも通じるのですが、生徒が食器を壊した場合、それは生徒の責任にはならないということによろしいのでしょうか、今の答弁ですと。そうすると、その場合の費用負担というのは町が持つのか、業者のほうで持ってもらえるのか、その場合どういうふうになるのか伺いたいというふうに思います。

それと、保守契約をどうするかということなのですが、私は電気回転がまなんていうのは、まだ電磁波の安全が宣言されたというふうには思っておりませんので、こういうのはやめるべきだと思うのですけれども、ただこういう機械を、いろんな調理器を入れるわけですから、私は当然保守契約というのはしていくのが望ましいと思うのです。これは私の意見で、また議会にかけられるようなことがあれば申し上げますけれども。この電磁調理器、電気回転がま、電磁波の問題で安全宣言が出ていないということによろしいわけでしょうか。その点だけ、ちょっと確認をしておきたいと思います。

それと、食器の関係なのですが、前に全協の中でご説明ありましたけれども、プラスチックを使用するということでありますよね。これをそのまま使用する形になると思うのですけれども、環境ホルモンはどうなのかということであのとき聞きましたが、それは出ないということで答弁あったわけです。仮に出ないということでありまして、プラスチックはどうなのだろうという精神的な不安というのはやっぱり持つと思うのです。そういうものをあえて使用というのは、これはいかがなものかなと思うのですけれども、それでもあえてプラスチックを使用するということに関して、こっちのほうがいいのだというのがあるのであれば、伺いたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かについてお答えをさせていただきます。

まず、随契の問題です。先ほどから申し上げていますように、プロポーザルという形をお願いをしたところでございます。プロポーザルの関係は、簡単に申し上げまして価格だけでなく、いわゆるその会社の持っているノウハウというのでしょうか、例えば先ほど来出ておりますメンテナンスであるとか、あるいはその会社がどの程度実際に自分のところでつくっているかとか、あるいは県内でどの程度の実績があるかとか、そういった総合的な能力というのでしょうか、そういうものを評価をして決定をさせていただいております。ですので、議員さんのほうからは金額等の話も出たのですけれども、今購入した場合の金額、ちょっと手元がないので申しわけないのですけれども、そういった意味ではこの金額だけでははかれない部分というのでしょうか、そういった意味でこちらの業者のほうを選定をさせていただいたというのが実情でございます。

それから、続いて食器の話でございます。児童生徒がということで、これは私どものほうの答弁も似たような答弁で申しわけないのですけれども、簡単に申し上げますと、そこに故意であるかどうか。当然子供でも間違いというのはありますので、間違いによって落したりとかして、例えば割れるとかは余りないと思うのですけれども、そういったものについては当然こちらのほうで対応していくというふうに考えております。ですから、故意で悪質なものの、そういったものについては賠償というか、弁償を求めていく可能性もあるかなというふうにこちらとしては考えております。

それから、保守契約の関係等ということで、これはあれですけれども、回転がまの話で電磁波ということで、ちょっと申し上げますけれども、この回転がまはIH方式ではないということで、電気は使いますけれども、電磁波を使っているIHのかまではないということを最初に申し上げておきたいというふうに思っております。

その中で電磁波の関係につきましても、当然通常の我々が使っている例えば蛍光灯等々も出ている話でございまして、そういったもの等々出ているということでございまして、ある資料によりますと、回転がまの関係で見ますと、通常例えば冷蔵庫だとか、それからスライサーだとか、そういうものも電気使えばすべて出るわけなのですけれども、そういった中で一応ガイドラインというのでしょうか、こういったものは国の中にはないというふうなことです。

けれども、国際的には幾つかのガイドラインがあると。こういう中で、例えば国際非電離放射線防護委員会という、これはWHOあるいはILOにも承認されている機関だということでございますけれども、そういったところでのガイドラインというのがあるようでございまして、この単位というのでしょうか、それがテスラというような表現を使うのだそうですけれども、これがその委員会では、関東地方は50ヘルツのものを使っているわけですが、そこですと100マイクロテスラということで、そういった中で回転がまが、この手元に持っている数字ですと1.06マイクロテスラということで、非常に少ないということで、そういった意味では安全性は保たれているというふうにこちらとしては理解をしておるところでございます。

それから、続いて、先ほどのこれを買ったというふうなことでございますけれども、金額的に申し上げます。1億3,838万5,123円、これは税込みということでございます。

続いて、食器の関係でございます。ちょっとすみません……まず食器につきましては、幾つかの条件があるというふうなことでございまして、まず今もお話がありましたように安全であると、あるいは操作性であるとか、あるいは汚れが落ちやすくて確実に洗浄が可能であるとか、幾つかのそういった条件あるいは見た目というのもあるのかなというふうには思うのですけれども、そういった中で各学校の教職員の先生とか、あるいは給食調理員の関係とか、そういった中で給食の選定委員会というのを設けまして、その中でいろいろと検討をさせていただきました。そういった中で当然議員さんのほうからお話がありました環境ホルモンの関係についても一応考慮して、現在決定しているのがPEN、ポリエチレンナフタレートというもののなのですが、違うものだというふうなことでABSというふうなものも候補に挙がりました。ただ、そちらについてはいろいろ調べた結果、議員さんのほうからも話がありましたようなことも、ちょっとこちらとしても懸念がありましたので、それを外してPEN、ポリエチレンナフタレートのほうへ変更したわけでございますけれども、そういった意味でこの食器を使うということでお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 随契の関係なのですが、直接買うと1億3,800万円で、随契だと1億円ちょっと。直接買った場合、これ全然競争が働いていませんから、何とも言えないわけですね。現状だと随契のほうが安いという普通では考えられないようなことが今回これは起きているわけですが、ちょっとこちらでも調べるあれがありませんので、直接買った場合の金額

というのは今提示されて比較をするしかないわけなのですからけれども、通常こういうことで随契のほうが安いというのは考えられないわけなのですからけれども、やはり価格面も含めたものが今回入ってしまっているわけですからけれども、価格の競争も入れたプロポーザルというものをぜひ研究していただきたいというふうに思います。

それから、電磁波の関係ですからけれども、電気がま、大変小さいのだということでおっしゃって、一つ一つはそうなのかもしれません。ただ、調理器たくさん使用しているわけですから、それが合わさってくると大変強いものになってくるといふふうに考えざるを得ないわけです。これは前にも紹介したと思うのですけれども、読売か朝日新聞に出た記事ですからけれども、電磁波を受けたハトが帰巢本能というのが、いわゆる自分の巣に帰ってくるというのがハトなんかあるわけですね。それが狂ってしまって帰ってこれないというハトが何羽も出たということで、やはり電磁波の影響を受けているのではないかということで、疑いですがけれども、そういうのが載っていたわけです。

電磁波というのは幼児期、そして成長期の子供に大きな影響を与えるのではないかというふうに、これも言われているわけです。脳への、がん化するとか、そういう問題が起きているということが言われていて、イギリスではそのために子供に対して電磁波を受けさせないように対策をとっているというふうに載っていたのですが、これちょっと前に紹介したと思うのですけれども、覚えていらっしゃるかどうかあれなのですが。やはりそのくらいイギリスあたりではもう積極的に電磁波に対してのことをやっているわけです。そういう中であえてほかに代替品がないのでしたら私は仕方ないのですけれども、電磁調理器を使うのもしょうがないのですけれども、あるのに使うのはいかがなものかというふうに言わざるを得ません。これは結構です。もう答弁いただいても、やめますなんて言わないでしょうから。

それと、プラスチックの面ですからけれども、安全性、操作性で汚れ落ちなども非常にいいのだと、それは多分そうだと思います。問題は、先ほども申し上げましたように、仮に安全だったというふうに見ても、今の段階ではプラスチックに対しての不安というのがやはりあるわけですね。精神的な不安というのが、それがあろうちはやっぱり使うべきではないのではないかなというふうに思うのですけれども、せめていかがですか。これ陶磁器などにかえた場合には、どのぐらいの費用負担がふえてしまうのか。そのほか何か操作性といいますか、問題なんか起こるのか、そういうのも含めて幾らぐらいかかってしまうのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、1点だけお答えをさせていただきます。

食器を磁器にしたときにどのくらいかかるかということでございます。幾らかというのは、正直言うと試算とかそういうのはしてございません。ただ、かえるとなると洗浄機類とか、そういうものもすべてかえていかなくてもはなりませんので、相当のものになってくるというふうに理解しております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは29年度以降は所有権が嵐山町に移転するというふうに考えるわけですね。その場合、各おのおのの器具なのですけれども、これについては耐用年数というのは全部考慮して、この中に入っているのだと思うのですけれども、ちょっとメーカーがどことか、それぞれ多分業者が違うのだろうなと思ったのですけれども、それについてはどのような考え方があってなのかなというふうに伺いたいのですけれども、1つは今まで何しろ学校給食センター、調理場に関しては、ガスがまなどをかえるときには、それはこっちに来るという予定で考えていましたので、それについての今後の新しく買い直しました給食調理場のかまなどは、どのようにしていくのかということも伺いたいと思うのです。

それともう一つ、電磁調理器は一切使わないというお話になっていたのですけれども、これは揚げ物、焼き物コーナーで電磁調理器はやっぱ1台入っていますけれども、これはどのような形になっているのか。

そして、全部電気仕様になっていますので、これは防災施設も兼ねるという形をつくったわけなのですけれども、全部電気仕様になっていた場合の防災施設の役割というのはどのようにしていくのか。これ防災施設ですね。とりあえず防災施設というまちづくりの中に位置づけてあるわけですから、その場合、電気が来なくなった場合の電気を得る手段というのをどこでこの学校給食センターに求めているのかということ伺いたと思います。

あと、これプロポーザルのときに参加業者すべてもう初めからPEN食器でやるという形でプロポーザルの一つの条件にしていたのだと思うのですけれども、そうではない形であったならば、強化磁器を持ってきた業者というのがあったのかどうか伺いたと思います。その場合は全く違ってくるので、考え方も違ってくると思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 8年間ということで、そういった意味で

は耐用年数という形で、終わった後は町のほうへ所有権のほうは移転してくるということですけれども、その以前のものについての所有権は会社のほうにありますので、その辺については仮に壊れたとか、そういったことも含めて、8年間のうちであれば共有していく必要があろうというふうに考えております。その後の関係につきましては、一切町のほうに全部、これは廃棄あるいは継続して使う等々も町のほうの所有権になってまいりますので、そういった形になろうかというふうに思っております。

それから、既存がまの関係でございますけれども、かまはちょっと別なものですけれども、1つ、2つ既存のものもこちらのほうに持ってきて使うものもございます。あるいは備品の中でも例えばひしゃくであるとか、まないたであるとか、包丁であるとか、使えるものは使っていくという形になります。そういった中で既存のかまの今後の使い方となりますと、今お話があったように防災関係のもの等で使うのが一番いいのかなというふうに思っておりますけれども、これは今後総務さんのほうとも協議しながら検討する必要があるかというふうに考えております。

それから、IHの関係でクッキング1台入っております。これは、ちょっと今申しわけないのですけれども、1つの食べ物、例えばアレルギー、そういったもののために1台ということで、導入を1カ所考えておるのですけれども、これについてもそういったことで使っていきたいというふうに思っております。

それから、防災施設の役割については、今後そういったものも出てくるというふうに考えております。

それから、プロポーザルの関係でPEN食器、強化磁器を持ってきたところがあるかということですけれども、議員さんのほうからもお話がありましたように、こちらとしてはそういったことでPEN食器という形で決めてお願いしましたので、食器でここに明記したというのが実情でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今のお話ですと、29年度以降についての耐用年数というのは特に調べていないということですよ。8年間はあったとしても、8年間保証されていたとしても29年度以降は、電気製品ですから、どんな感じになっているのかなというのがわからなくて、そうすると29年度以降、もしかしたら買いかえていく形も考えられるというふうに。一応29年度までは保証されているけれども、その後に関して、今ですと学校給食の調理場の器具はもう余り買いかえてなくて、多分昭和54年とかその辺、57年ですか、そのくらいだから、もう30年近くたっていると思うのですけれども、そのくらいずっと使っていたと思うのですが、そのくらいの可能性というのは電

気のこういった調理器の場合にもあるというふうに考えるのかどうか、1つ伺いたいと思うのです。

それと、電磁調理器に関しては、これはこんなに大きいのだけれども、アレルギー対応の子供のための学校給食を特別食としてつくるというふうに私は今聞こえたのですけれども、そうではないのかなとか思いながら聞いていたのですけれども、そのようなことでしたら、それはいたし方ないのかなというふうな感じはあるのですけれども、そういうふうな観点でこれからも学校給食をつくっていくのかどうか、ちょっと1つ伺いたいのと、あと洗浄機、これは全然また別な話になるけれども、PEN食器にかかわる洗浄機ですけれども、これはすべて合成洗剤対応なのか、あるいは全然洗剤を使わないでやっていく対応のものなのか、1つ伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず8年間ということで、29年度以降については当然必要に応じて買いかえとか、そういったことも出てくる可能性はあるということでございます。

それから、IHのクッキングなのですけれども、これについてはアレルギー対応の関係、これは渋谷議員さんのほうが詳しいかなというふうに思うのですけれども、本来でありますと1つの大きな部屋をつくって、そういう中できちっとやる、あるいはスタッフも専属でやらなければいけないというふうなことでございまして、ただ私ども考えておるのは簡単なものを、そういったものをどこまでできるかというのはなかなか難しいわけですが、そういった意味で対応が可能なところまで一応やっていきたいというふうに考えております。

それから、洗浄機の洗剤の関係については、ちょっとお時間いただければというふうに思うのですけれども。すみません、よろしくお願いします。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時09分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の質問に対して、引き続き答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 洗浄機に対する洗剤なのですけれども、今ちょっと裏のほうで聞きましたら、洗浄機の専用の洗剤というのがあるのだそうです。これは特にいろんなものが来ますので、絡みにくいというのでし

ようか、そういったような工夫がされているということでございまして、ただこれが合成なのかどうかというのはちょっと不明ですので、申しわけないのですけれども、今ここではわからないということで、よろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) この 29 年度以降なのですけれども、所有権が移転されたら嵐山町のものになりますけれども、また何年かたったら新たにこういう形でリースで全部という形になってくることも当然考えられるのかなというふうに今、電気製品ですので、耐用年数というのがあると思うのですけれども、私学校給食関係の電気製品というのはいくほどの程度の耐用年数なのかというのかわからないので、電気製品というのはいくほど耐用年数高くないと思うのですけれども、そこら辺はいくどのように考えてこういう形になったのか。購入するよりは多分リースのほうが安いという形でやって、そしてその後、普通ですとリースのものというのはいくどんどん、どんどん新しい製品が出てきますので、それでまた新たなものにかえていくという形になっていますけれども、これは所有権が移転してしまうので、給食の、いわゆる毎日激しく使うものですから、こういったものがずっと使えるものなのかどうか、ちょっと伺いたいというのが 1 点あるのですけれども、そこら辺までの可能性というのはいく考えられてやっていったほうがよかったのかなと思うのですけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 厨房機器から始まりまして備品まで、これだけ多くのものがありますので、耐用年数等についても一律というわけにはいかないのかなというふうに考えております。

それで、大きなもの、例えば洗浄機であるとか、スライサーであるとか、そういったものについてはこちらとしては約 10 年以上はもつということで聞いておるところでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 51 号議案 賃貸借契約の締結について(嵐山町学校給食共

同調理場厨房機器)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○柳 勝次議長 これにて本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成 21 年嵐山町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時14分)